

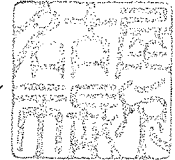
行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 10 号
平成 30 年 4 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年4月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	請求書 (名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託完了代金)	
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	平成30年4月17日 午前 3 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当 公開請求のあった行政文書に押印されている代表者印は、 法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより 当該法人に明らかに不利益を与える可能性があるため、 非公開とします	
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

平成30年 3月 30日

請 求 書

(あて先) 名古屋市長

大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号

株式会社 竹中工務店
取締役社長 宮 下 正 裕

名古屋市中区錦二丁目2番13号
株式会社竹中工務店名古屋支店
支店長市川敦史

下記のとおり請求します。

金 額	¥846,936,000★
--------	---------------

税 込

支払方法 口座振替

口座振替登録番号

0	1	6	0	0	3	5	2	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託完了代金